

## 令和4年11月 文書質問及び回答

1 質問者 春日隆司議員

2 質問事項 町の事務以外の用務等に関する公金支出について

質問の内容・要旨	回答
<p>本年5月、時間外勤務手当の不正受給によって、職員が懲戒処分を受けました。これを受け、町長は自ら姿勢を正し、職員に徹底した道徳、倫理観やコンプライアンスを遵守するよう努めています。</p> <p>1. 町長は、就任以前から自治アカデミーやグリーンシードなど様々な団体等の活動へ私的に参加し、現在も活動や参加を継続していると聞きます。活動や参加の経過、手続きなどから、町長なので全て公務(公金支給)と解するには至らないと考えられます。このように町の事務以外の用務に関して、出張や出張を延長するなどして公金(旅費等)の支給を受けていることはないか。 例：市の事務以外での公用車使用は違法(事件番号平成 26(行ウ)117)との事例有り</p> <p>2. 町外来客者又は町外訪問先(者)へ自治アカデミー発行のマップを配布しているとのことであるが、これは町の事務(公務)に係ることか。また、来客者などからは、「広域マップ配布などはあるが、ふるさと納税など町の資料は配布されない」問題提起をされているが事実か。 マップ等の経費、支給先は(有償・無償)はどうなっているか。</p> <p>3. 旅費等が支給される講演(講師)や団体(役員)の会議等に出席されることが多数あると思うが、公費(旅費等)との重複受給はないか。(例：森林総研、はまなす財団、講演会など)</p>	<p>1.3. 町の事務以外の用務に関して、出張や出張の延長をした場合は、自己負担としており、町の事務と町の事務以外の用務が混在する出張において、相手方から旅費等の支給があった場合は、その分を減額して支給を受けることとしておりますが、一部事務手続き上の不備があり、重複支給していた事例があったことから精査し、適正な支出に改めます。</p> <p>2. NPO法人日本自治アカデミー発行のマップの配布については、直接的な町の事務(公務)に係ることではありませんが、マップは町外来客者などに配布しており、町の位置や人口などといった町の概要を紹介しながら、効果的に町のPRができることから、マップを活用しています。 マップにつきましては、自治アカデミーより無償で提供を受けたものを無償で配布しております。 自治アカデミーでは、本町のみならず、北海道庁にも無償で配布を行っており、北海道のPRに活用されています。 ふるさと納税につきましても、マップの配布に合わせて、パンフレットやチラシを配布しております。</p>

4. 基本的な考え方ではなく、実態を調査確認の上答弁をいただきたい。



札幌から寄せられた記事